

自己評価及び外部評価等の取扱いについて

○ 指定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の評価結果報告について

事業所ごとに自己評価を実施し、介護・医療連携推進会議又は運営推進会議で公表を行い、委員から評価を受けた後、速やかに下記の書類を提出して下さい。

- <定期巡回・随時対応型訪問介護看護> 自己評価・外部評価表
- <小規模多機能型居宅介護事業所> 事業所自己評価及びサービス評価総括表
- <看護小規模多機能型居宅介護事業所> 運営推進会議における評価

○ 指定認知症対応型共同生活介護事業所の評価報告について

～運営推進会議における評価の場合～

事業所ごとに自己評価を実施し、運営推進会議で公表を行い、委員から評価を受けた後、速やかに下記の書類を提出して下さい。

- ・自己評価・外部評価・運営推進会議活用ツール

～評価機関による評価の場合～

外部評価結果を受け取ったら速やかに下記の書類を提出して下さい。

- ・自己評価結果及び外部評価結果
- ・目標達成計画

※ 介護・医療連携推進会議又は運営推進会議における評価では、市町村職員又は地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護に知見を有し公正・中立な第三者の立場にある者の参加が必要です。これらの者について、やむを得ない事情により、会議への出席が困難な場合であっても、事前に資料を送付し得た意見を会議に報告する等により、一定の関与を確保してください。また、運営推進会議における評価では、外部評価を継続して実施したとみなす年数には参入することができないとされ、外部評価の実施回数の緩和条件には該当しませんのでご注意ください。

※ 書類提出先：八幡市役所 高齢介護課